

総務委員会資料

1 令和8年第2回定例会提出予定議案の説明

(6) 議案第99号 川崎市農業委員会委員の選任について

資料 川崎市農業委員会委員の選任について

参考資料1 農業委員会等に関する法律（抜粋）

参考資料2 農業委員会等に関する法律施行規則（抜粋）

参考資料3 川崎市農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員に関する条例（抜粋）

川崎市農業委員会委員選考委員会規則（抜粋）

経済労働局

令和8年5月27日

川崎市農業委員会委員の選任について

資料

1 背景

- ・農業委員会は農業委員会等に関する法律（以下「法」という。）で市町村ごとに設置が義務付けられている行政委員会である。
- ・農業委員会の委員は（以下「農業委員」という。）、議会の同意を得て市町村長が任命することとなっている。（法第8条第1項）
- ・農業委員の任期は3年であり、令和8年7月18日に現農業委員の任期満了となることから、新委員の任命が必要となる。（法第10条）
- ・農業委員の定数は、川崎市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員に関する条例（以下「条例」）で14人としている。（条例第2条）

2 農業委員の選任に係る経過

(1) 農業委員の募集

【募集期間】令和8年1月5日から2月4日まで

【手段】市HP、農業委員会窓口でのチラシ配布、ポスター掲示にて実施

【結果】個人又は団体等の推薦：13人(JA推薦)
一般応募：3人 合計16人

(2) 川崎市農業委員会委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）

ア 目的

- ・農業委員の選考に関して調査審議する。

《選考委員一覧》

区分	所属・役職	氏名	備考
学識経験を有する者	明治大学常勤理事	竹本 田持	委員長
学識経験を有する者	前川崎市農業委員会会長	長瀬 和徳	
関係団体の役職員	川崎商工会議所副会頭	石山 一可	

イ 第1回選考委員会（令和8年2月4日）

- ・選考委員の委員長を委員の互選で定める。
- ・農業委員の選考方法の検討及び決定について確認を行った。

ウ 第2回選考委員会(令和8年3月11日)

- ・応募者16人について、書類審査で評点化及び順位付けを行った。
- ・審査の評価項目は、農業に関する識見、職務遂行能力等全10項目。
- ・選考委員からは、女性、一般の方、若い方及び認定農業者が多く応募できるようにする必要があるといった意見があった。
- ・審査の結果、応募者16名のうち上位の14名について、農業委員の候補者とする。

川崎市農業委員会委員の選任について

3 農業委員候補者一覧

推薦 応募	名前	ふりがな	性別	年齢 (6/1 現在)	職業	認定農業者 または準ずる者	居住地	再任
推薦	朝比奈 清一	あさひな せいいち	男	74	農業		中原	○
推薦	中村 光子	なかむら みつこ	女	78	農業		高津	
推薦	森 そめ代	もり そめよ	女	77	農業	認定農業者の農業に従事・ 経営参画する親族(準ずる者)	高津	○
推薦	大久保 智子	おおくぼ ともこ	女	68	農業	認定農業者の農業に従事・ 経営参画する親族(準ずる者)	宮前	○
推薦	片山 巖	かたやま いわお	男	73	農業	認定農業者	宮前	
推薦	川野 房男	かわの ふさお	男	73	農業		宮前	
推薦	横山 正	よこやま ただし	男	70	農業		宮前	
応募	小松 昇	こまつ のぼる	男	71	行政書士	(中立委員)	多摩	○
推薦	関谷 卓弘	せきや たかひろ	男	67	農業	認定農業者	多摩	○
推薦	田村 忠藏	たむら ちゅうぞう	男	77	農業	農業経営士(準ずる者)	多摩	○
推薦	井上 清士	いのうえ きよし	男	73	農業		麻生	○
推薦	白井 基雄	しらい もとお	男	68	農業		麻生	
推薦	宮野 勉	みやの つとむ	男	70	農業		麻生	○
推薦	吉垣 君子	よしがき きみこ	女	65	農業		麻生	

4 農業委員の任命の要件 (法第8条第5項及び6項)

(1) 認定農業者

認定農業者等又はそれに準ずる者が4人以上であることが要件となる。(法施行規則第2条第2号)

(2) 中立委員

農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者(中立委員)が含まれるようにしなければならない。(法第8条第6項)

5 農業委員候補者のうち任命の要件に適合する者

(1) 認定農業者等又はそれに準ずる者
5人

(2) 中立委員
1人

いずれも要件を満たしている

農業委員会等に関する法律（抜粋）

（委員の任命）

第八条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、**市町村長が、議会の同意を得て、任命**する。

2～4 省略

5 市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、次に掲げる者が**委員の過半数を占める**ようにしなければならない。ただし、その区域内における認定農業者（農業経営基盤強化促進法第13条第1項に規定する認定農業者をいう。以下同じ。）が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

一 **認定農業者**である個人

二 **認定農業者**である法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人

6 前項に定めるもののほか、市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、農業委員会の所掌に属する事項に関し**利害関係を有しない者**が含まれるようにしなければならない。

第九条 市町村長は、前条第一項の規定により委員を任命しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、**農業者、農業者が組織する団体その他の関係者**（第十九条第一項において「農業者等」という。）に対し**候補者の推薦を求めるとともに**、委員になろうとする者の**募集**をしなければならない。

2 市町村長は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定による推薦を受けた者及び同項の規定による募集に応募した者に関する情報を整理し、これを公表しなければならない。

3 市町村長は、前条第一項の規定による委員の任命に当たっては、第一項の規定による推薦及び募集の結果を尊重しなければならない。

（委員の任期）

第十条 委員の**任期は、3年**とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合）

第二条 法第八条第五項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該農業委員会の区域内における認定農業者の数が、委員の定数に三十を乗じて得た数を下回る場合（以下この条及び第五条第一項第四号において「認定農業者が少ない場合」という。）において、委員の過半数を法第八条第五項各号に掲げる者（以下「認定農業者等」という。）又は次に掲げる者とするとき。

イ 認定農業者等であつた者

ロ 認定農業者の行う耕作又は養畜の事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族

ハ 認定就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十四条の五第一項に規定する認定就農者をいう。二及び第十条第一号において同じ。）である個人

ニ 認定就農者である法人の業務を執行する役員又は使用人（当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者に限る。以下この号において同じ。）

ホ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第二条第四項第一号ハに規定する組織の役員

ヘ 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である個人であつて、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるもの。

ト 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である法人であつて、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるものの業務を執行する役員又は使用人

チ 農業の経営又は技術について優れた知識及び経験を有し、地域において指導的立場にある者として地方公共団体に認められた農業者

リ 基本構想（農業経営基盤強化促進法第六条第一項に規定する基本構想をいう。）における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している者（又及び第十条第二号において「基本構想水準到達者」という。）である個人

ヌ 基本構想水準到達者である法人の業務を執行する役員又は使用人

二 委員の過半数を認定農業者等又は前号イからヌまでに掲げる者とすることとすれば委員の任命に著しい困難を生ずることとなる場合（認定農業者が少ない場合に限る。）において、委員の少なくとも四分の一を認定農業者等又は前号イからヌまでに掲げる者とするとき。

三 委員の少なくとも四分の一を認定農業者等又は第一号イからヌまでに掲げる者とすることとすれば委員の任命に著しい困難を生ずることとなる場合（認定農業者が少ない場合に限る。）において、そのことについて農林水産大臣の承認を得たとき。

四～五 省略

農業委員会等に関する法律施行規則（抜粋）②

（委員の推薦の求め及び募集の方法等）

第四条 法第九条第一項及び第十九条第一項の規定による推薦の求め及び募集は、同時に行うことができる。

2 前項の規定により法第九条第一項及び第十九条第一項の規定による推薦の求め及び募集を同時に行う場合には、いずれかの規定による推薦を受け、又は当該規定による募集に応募した者は、同時に、他の規定による推薦を受け、又は当該他の規定による募集に応募することができる。

第五条 法第九条第一項の規定による推薦をし、又は同項の規定による募集に応募しようとする者は、次に掲げる事項（同項の規定による募集に応募しようとする場合にあつては、第一号及び第二号に掲げる事項を除く。）を記載した書類を市町村長に提出しなければならない。

一 推薦をする者（個人に限る。）の氏名、住所、職業、年齢及び性別

二 推薦をする者（法人又は団体に限る。）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項

三 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況

四 推薦を受ける者又は応募する者が認定農業者等（認定農業者が少ない場合にあつては、認定農業者等又は第二条第一号イからヌまでに掲げる者。次条第一号において同じ。）であるか否かの別

五 推薦又は応募の理由

六 推薦をする者が当該推薦を受ける者について法第十九条第一項の規定による推薦をし、又は応募する者が同項の規定による募集に応募しているか否かの別

七 その他市町村長が必要と認める事項

2 市町村長は、法第九条第一項の規定による推薦を受けた者及び同項の規定による募集に応募した者の数が委員の定数を超えた場合その他必要と認める場合には、法第八条第一項の規定による任命に当たっては、関係者からの意見の聴取その他の当該任命の過程の公正性及び透明性を確保するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

農業委員会等に関する法律施行規則（抜粋）③

第六条 法第九条第二項の規定による公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行わなければならない。

一 法第九条第一項の規定による推薦の求め及び募集の期間中 前条第一項各号に掲げる事項（同項第一号及び第三号に規定する住所を除く。）及び次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該推薦の求め及び募集の期間の中間において公表すること。

イ 推薦を受けた者の数及びそのうちの認定農業者等の数

ロ 応募した者の数及びそのうちの認定農業者等の数

二 法第九条第一項の規定による推薦の求め及び募集の期間の終了後 前号に規定する事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該期間の終了後遅滞なく公表すること。

第七条 前二条に定めるもののほか、推薦の求め及び募集の期間、第五条第一項の書類の提出方法その他法第九条第一項の規定による推薦の求め及び募集に関し必要な事項は、市町村長が定めるものとする。

2 前項の推薦の求め及び募集の期間は、おおむね一月としなければならない。

3 市町村長は、第一項に規定する事項を定めたときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

川崎市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員に関する条例（抜粋）

（委員の定数）

第2条 農業委員会の委員の定数は、**14人**とする。

（農地利用最適化推進委員の定数）

第3条 農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数は、**6人**とする。

（選考委員会）

第4条 農業委員会の委員の選考に関して調査審議するため、選考委員会を置く。

2 選考委員会は、委員3人をもって組織する。

3 選考委員会の委員は、**学識経験を有する者**及び**関係団体の役職員**のうちから**市長が委嘱**する。

4 選考委員会の委員の任期は、3年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 省略

川崎市農業委員会委員選考委員会規則（抜粋）

（委員長）

第2条 選考委員会に委員長を置き、**委員の互選**により定める。

2 委員長は、選考委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第3条 選考委員会は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 選考委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 選考委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。